

上野事務所ニュース

31年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com (2月6日よりアドレスが変更になりました)

70歳到達届の取扱い変更について

社会保険に加入している方が70歳を迎える月の前月に、日本年金機構から「70歳到達届」が事業主宛てに送付されます。次の①及び②の要件を満たす場合、70歳到達届の提出は不要となります。

要件①	70歳到達日の前日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者
要件②	70歳到達日時点の標準報酬月額相当額*1が、70歳到達日前日における標準報酬月額と同額である被保険者

*1 70歳到達日時点において、70歳以上被用者に支払われる報酬月額(通貨・現物によるものの合計額)を、標準報酬月額に相当する金額に当てはめた額となります。

上記要件を満たさない場合(給与が変更になる場合など)は、従前通り70歳到達届の提出が必要ですので、ご注意ください。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンの」実施について

4月は、熱中症予防対策の準備期間です。職場における熱中症の発生状況をみると、毎年7月8月が特に多くなりますが、5月以前の発生も年々増加しています。特に昨年は猛暑の影響もありますが、屋外作業だけでなく、屋内作業においても熱中症が多数発生しており、業種を問わず熱中症予防対策を取り組む必要があります。

今回の準備期間においては、夏期の暑熱環境下における作業計画の策定、休憩場所や服装等の検討など、熱中症予防対策を進めましょう。また、実際に熱中症が発生した場合の対応や搬送先の病院などを確認し、労働者に対しても周知してください。

本格的な暑さが始まる前に労働者の日常の健康管理等を行うなど、熱中症予防対策を進めましょう。

社会保険の現物給与の価額の改定について

平成31年4月から、現物給付の価額が改定されます。社会保険で標準報酬月額を決める際の報酬とは、賃金、給与、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として受けるすべてのものをいいます。これは金銭に限らず、現物で支給される食事や住宅なども含まれます。

現物給与を支給する場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額(告示額)」で通貨に換算して報酬に算入します。

【食事の現物給与】

食事で支払われる報酬について、その一部を被保険者が負担している場合は、現物給与の価額から負担分を差し引いた額を算入します。ただし、下記のように被保険者が告示額の2/3以上を負担する場合は、現物給与はないものとして取り扱います。

(千葉県の場合)

- ① 1 か月当たりの現物給与(食事)の告示額 20,400 円
- ② 1 か月当たりの食事代の徴収額 13,600 円
- ③ ①の3分の2の価額(①×2/3) 13,600 円
13,600 円 - 13,600 円 = 0 円
食事代の徴収額 ≥ 現物給与価額 2/3 の価額の場合は、報酬に算入しません。

【住宅の現物給与】

被保険者が家賃の一部を負担している場合は、告示額から被保険者負担分を差し引いた金額を現物給与として取り扱います(食事の現物給与のように2/3以上という要件はありません)。

具体的には、千葉県における住宅の貸与によって受ける利益は、告示額で1か月につき、1 畳あたり 1,700 円と決められています。社宅の広さが6畳である場合の告示額は 10,200 円です。家賃として1か月当たり5,000 円を徴収している場合、差額の5,200 を現物給与として報酬に算入します。

(千葉県の場合)

6 畳×1,700 円 - 5,000 円 = 5,200 円

Q&Aなぜなにどうして?

 **Q**; 協会けんぽから生活習慣病予防健診申込書が届きました。具体的な内容や手続の流れはどういったものなのでしょうか?

A 協会けんぽでは、35 歳以上 75 歳未満の被保険者(本人)を対象にした「生活習慣病予防健診」と、40 歳以上 75 歳未満の被扶養者(ご家族)の方を対象にした「特定健康診査」を行っています。1 月上旬時点で協会けんぽに登録されているデータを基に、3 月下旬頃から健診の案内と申込書を送付しています。

これらを利用して健診を受けた場合、受診費用の一部を協会けんぽが負担します。

◆申込から受診までの流れ

(1)生活習慣病予防健診(被保険者本人)

- ①生活習慣病予防健診実施医療機関に電話をし、予約を行います。
- ②生活習慣病予防健診申込書に健診予約年月日、健診機関名、健診機関コードを記入します。
 - ・退職された方、受診しない方には二重線を引きます。1 月上旬以降に入社した方で、受診を希望される場合は一覧表に追記します。
- ③協会けんぽに申込書を郵送します。
 - ・この際にコピーをとり控えをとっておきます。
- ④「健康保険証」を持って健診を受けます。
- ⑤健診結果は個人ごとに原則親展で健診機関から事業所宛に送付されます。
 - ◆この生活習慣病予防健診を安全衛生法第66条第1項の定期一般健康診断として扱う場合には、健康診断の結果を受領し、必要に応じ保健指導の実施、医師等の意見聴取、就業上の措置を行う必要があります。なお、健康診断個人票は5年間保存してください。

(2)特定健康診査(被扶養者)

- ①1 月上旬までに扶養となっている対象被扶養者の方に、特定健康診査受診券が4 月上旬頃に一齐送付され被保険者の住所に届きます。
- ②受診希望の被扶養者は、健診実施機関に本人で申し込みをします。
- ③「健康保険証」と「受診券」を持って健診を受けます。
- ④健診結果が被保険者の住所に送付されます。

4 月は雇用保険・社会保険の手続きが大変混み合います。健康保険証や離職票の発行は、通常よりもお時間がかかりますので、ご了承ください。